

令和5年横審第8号

裁 決  
旅客船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
海技免許 六級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年2月4日10時40分

神奈川県海瀬島東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 旅客船A

総トン数 69トン

全 長 25.15メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,490キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備及び安全管理規程等

Aは、平成21年3月に進水した、東京都野伏漁港及び東京都新島港間の定期航路に就航する、2機2軸2舵を備えた航行予定時間1.5時間未満における最大搭載人員が108人のFRP製旅客船で、船体のほぼ中央に操舵室があり、同室の前方に前部客室、同室後方に中央客室、更に後方に船尾客室、中央客室及び船尾客室下部に機関室がそれぞれ配置されていた。

操舵室には、前部中央に舵輪、その後方に船長用、左舷側に機関長用、右舷側に部員用の各椅子、操舵室前面上段に左舷側から主機監視盤、GPSプロッター、舵角指示器、主機回転計、GPSコンパス、機関遠隔操縦レバー、操舵装置操作盤、レーダー並びに客室及び機関室監視モニターを、同下段には、左舷側から主機計測データ用プリンター、レーダー及びGPSプロッターがそれぞれ備えられていた。

また、GPSプロッターは、画面の表示範囲を調整することによって浅所の存在を確認することができるようになっていた。

なお、新島村作成の安全管理規程には、運航に必要な情報の収集のために船長の執る措置の一つとして、航行中の水路状況の把握に努める旨が定められていた。

#### (2) 海瀬島付近の水路状況

海瀬島は、久里浜湾東方沖合にある二つの岩礁からなり、西側の岩礁には海瀬島灯台が、その東方に東方位標識として笠島灯浮標がそれぞれ設置され、その間に笠島と称する干出岩が点在する浅所（以下「海瀬島東方浅所」という。）が拡張していた。

(3) a の経歴等

(省略)

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、aほか1人が乗り組み、新島村役場担当者1人を乗せ、回航の目的で、船首1.1メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和5年2月4日09時40分神奈川県横浜市所在の造船所を発し、野伏漁港に向かった。

aは、レーダーを6海里レンジ、GPSプロッターを5海里レンジとして、それぞれコースアップ表示にて作動させ、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たって東京湾を南下し、10時37分僅か前海獺島灯台から015度（真方位、以下同じ。）1,800メートルの地点で、針路を180度に定め、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

aは、定針後間もなく前路に多数のプレジャーボートを認め、このプレジャーボート群を避けて航行することとし、10時39分僅か前海獺島灯台から039度730メートルの地点で、針路を、海獺島灯台と笠島灯浮標との間に向首する202度に転じ、同じ速力で続航した。

転針したとき、aは、海獺島東方浅所が正船首650メートルのところとなり、その後同浅所に向首接近する状況となったが、波が立っているところを避ければ無難に航行できるものと思い、GPSプロッターで予定進路方向の状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかったため、この状況に気付かずに進行した。

こうして、aは、海獺島東方浅所に向首続航し、10時40分

海獺島灯台から107度210メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、海獺島東方浅所の干出岩に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は晴れで、風力1の東風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、左舷推進軸、左舷推進翼及び左舷舵軸に曲損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、久里浜湾東方沖合において南下中、多数のプレジャーボートを避航する際、水路調査が不十分で、海獺島東方浅所に向首進行したことによって発生したものである。

aは、久里浜湾東方沖合において南下中、多数のプレジャーボートを認め、避航のため針路を変更する場合、海獺島東方浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで予定進路方向の水路状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、波が立っているところを避ければ無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、海獺島東方浅所に向首進行して干出岩への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のaの行為に対しては、海難審判法第3条の規定により同法第4条第1項第2号を適用して同人の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年10月10日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔